

社会福祉専門職における学習課程と支援に関する一考察

—介護福祉士から社会福祉士を目指す学生の現場実習・資格取得に焦点をあてて—

A study on learning process and educational methods in the professional
fields of social work and care work :

Focussing on the field training and targeting of national licence
from certified care worker through certified social worker

村田 美由紀

Miyuki MURATA

概要

今日、日本では社会福祉・介護分野における人材不足が深刻である。今後も増大し、多様化・高度化する社会福祉・介護ニーズに対して、福祉人材の養成と確保は大きな課題である。本稿においては、共栄学園短期大学（介護福祉士指定養成施設）卒業後に共栄大学で学習し、社会福祉士国家資格取得を目指している学生を対象に、両資格に対する専門性の理解と学生の強さ¹⁾を明らかにすることを目的として「実習」に着目したアンケート調査とインタビューを実施した。その結果として、①倫理・価値の理解、②実習の場の理解、③コミュニケーション力、④自己理解と他者理解における多角的な視点、⑤社会福祉援助におけるマネジメント力があることが示唆された。そこで、今後の福祉教育においては、介護業務と相談業務の関連、マネジメントの展開過程を学ぶことが福祉労働のやりがいなどにつながると考察される。

キーワード：実習、専門性の理解、強さ、コミュニケーション力、多角的視点、マネジメント力

Abstract

For increasing, diversifying, sophisticated needs of social welfare, the training and security of the social and care worker will be big problems in future. The purpose of this paper is to clarify understanding of the speciality and strength of the student who aim at certified social worker after certified care worker acquisition. Then the survey research and interview that focused on training has been conducted. As a result, that there were the understanding of the place of the training, communication skills, multilateral perspective, the management power was suggested. Therefore it is considered in the education of social welfare in future that it leads to worth doing of the welfare labor to learn care and social work, management.

Keywords: the field training, speciality, strength, communication skills, multilateral perspective, the management power

目次

1. はじめに
2. 研究目的
3. 研究方法
 - 3.1 調査対象者
 - 3.2 調査方法
 - 3.3 倫理的配慮
4. 社会福祉援助技術現場実習の意義と目的
 - 4.1 専門職養成における実習の意義
 - 4.2 社会福祉援助技術現場実習の目的
 - 4.3 社会福祉士関係通知における社会福祉援助技術現場実習の目標
 - 4.4 実習形態と共栄大学における実習カリキュラム
 - 4.4.1 社会福祉士国家試験受験資格の要件としての実習施設
 - 4.4.2 実習形態
 - 4.4.3 共栄大学における実習カリキュラム
5. アンケートおよびインタビューの結果
 - 5.1 アンケート結果
 - 5.2 インタビュー結果
6. アンケートおよびインタビュー結果からの考察
 - 6.1 アンケート結果
 - 6.2 インタビュー結果
7. 結論・提言

1. はじめに

社会福祉基礎構造改革以降、社会福祉は、介護保険法施行、障害者支援費制度～障害者自立支援法施行など措置制度から契約制度へとパラダイム転換を遂げるとともに、社会福祉・介護分野への民間参入も進むなど、国民にとって身近な生活インフラとなりつつある。と同時に、権利擁護、認知症高齢者ケアへのケアモデルの転換、就労支援、児童虐待、総合的・包括的チームアプローチなど高齢者、障がい児・者、児童をはじめとするいづれの分野においても社会福祉専門職の専門性の向上が望まれる。このように、今後も増大、多様化・高度化する社会福祉・介護ニーズに対して、これを担う福祉人材の養成および安定的な確保は、国民生活にかかわる大きな課題といえる。

しかし、少子高齢化の進行等により生産年齢人口が減少し、総体的な労働力人口の減少も見込まれている。このような中で、近年、他の産業分野における採用意欲の増大・売り手市場という状況に対して、福祉業界にはさまざまなかたちでの不祥事や仕事の厳しさなどネガティブなイメージがあることから、福祉系大学卒業の学生を含む若年者が一般企業に流れてしまっている。

さらに、福祉現場に就職しても、仕事にやりがいや生きがいを実感できなかつたり、人間関係で悩み仕事を辞めてしまうという離職率の高さ（21.6%）（介護労働安定センター「事業所における介護労働実態調査 訪問介護員・介護職員の一年間（平成18年10月1日から平成19年9月30日まで）の離職率」）によっても人手不足が生じてきている。

ちなみに、彼らが仕事のやりがいを実感できない理由としては、福祉現場における専門的責任に対する給与水準の低さのみならず、専門性を高めていくための研修体系がない等、労働環境の整備が現在の福祉経営の中では進められていないことなどがあげられている。これでは、生活に困っている人たちの支援を通して社会の役に立ちたいという目的意識をもって福祉を志した学生が、実習先で理想と現実のギャップなどを感じて、社会福祉を志したにもかかわらず福祉現場に就職しない、就職してもすぐに辞めてしまう若年者が増えてしまうであろう。

例えば、「社会福祉士」については、「相談業務のみを行う」と理解している学生が多い。しかし、高齢者施設の生活相談員の仕事をとってみても、相談業務のみならず、利用者理解のための直接的援助（食事介助など）に始まり、外出補助、書類作成・金銭管理などの事務作業やボランティア・実習生受け入れ、各種委員会活動などを行っている。ましてや、障害者施設などでは、支援員と相談員の区別なく仕事をすることもある。業務独占ではなく名称独占である社会福祉士・介護福祉士とも、福祉現場における業務内容は多岐に渡ることも多く、このような現実に学校で学ぶ内容とのギャップを感じて就業意欲も低下してしまうようである。

2007（平成19）年12月「社会福祉士・介護福祉士法」改正により、定義規定の見直しなどとともに、新たな教育カリキュラム内容も示されたところであるが、学生等が現場実践力を身につけ、人材の福祉現場離れを解消するためには、先にあげた福祉現場における課題への対応のみならず福祉教育段階での工夫も改めて必要となるであろう。特に、福祉現場という職業体験の第一歩となる“実習”の意味は大きく、「実習においていかに学ぶか」ということがやはり就業までの意欲につながるのではないかと考える。

そこで、本稿では、介護福祉士資格取得後に社会福祉士資格取得を目指している共栄大学国際経営学部＜福祉経営コース＞（以下、本学）・2007年度編入生²⁾の「社会福祉援助技術現場実習」に焦点をあて、学生自身の学びを促す実習終了後のアンケートとインタビューから、介護福祉士および社会福祉士の専門性に対する理解と強さについて明らかに

し、福祉教育現場における今後の社会福祉専門職の人材養成のあり方について考察する。

2. 研究目的

①社会福祉士国家試験受験資格取得における現場実習、すなわち社会福祉援助技術現場実習（以下、社会福祉士実習）に焦点をあて、介護福祉士国家資格取得における介護実習（以下、介護実習）が社会福祉士実習に及ぼす効果から、専門性の理解と学生の強さについて明らかにすること。

②実習から就業に結びつく今後の人材養成・人材確保のための教育現場・福祉現場の双方における指導方法についての一案を提言すること。

3. 研究方法

3.1 調査対象者

①アンケート 本学・2007年度編入生のうち、社会福祉士実習が終了した7名

②インタビュー ①の学生のうち、本調査への協力を快諾してくれた2名

3.2 調査方法

①アンケート調査については、実習終了後の事後学習にあたる第1回目の実習指導の授業時間内に実施。質問項目は、「介護福祉士と社会福祉士両資格についてのイメージ（共通点と相違点）」、「社会福祉士実習において介護福祉士資格が役に立ったと思う点」、「社会福祉士について、社会福祉援助技術現場実習指導において気づいたこと・考えたこと」、「現場実習中、実習施設の指導者から教えていただいたこと」、「社会福祉士として今後学ぶべきと思うこと」など、自由記述形式の質問である。

②インタビュー調査については、グループインタビューとし、調査対象者が自発的に自然に話せるよう配慮し、インタビューガイドを作成し使用する。インタビュー時間は約2時間である。インタビュー協力者の了解を得て、ICレコーダーに録音をして、記録を逐語記録におこし、社会福祉士実習において介護実習の経験がどのように役立ち、学生の強さとして発揮されたのか、どのような新しい視点に気づくことができたのか、を中心にカテゴリを作成し分析を行う。インタビュー内容は以下のとおりである。

「介護実習は、社会福祉士実習においてどのように活かされたか。（役立ったか。）」

「介護福祉士国家資格取得後に社会福祉士実習を行ったことで気づいた（学んだ）ことはどのような点か。」

3.3 倫理的配慮

調査への協力を依頼する際、今回の調査の目的、記入内容や発言内容について調査協力者のプライバシーは守られること、調査の目的以外には使用しないことなどを口頭で説明する。

4. 社会福祉援助技術現場実習の意義と目的

4.1 専門職養成における実習の意義

社会福祉士国家試験受験資格取得における現場実習の意義についてふれる前に、医師や看護師をも含めた対人援助専門職の属性条件をみると、「①高度の理論／知識体系、②高度の技術／技術体系、③それらが客観的に伝達可能な形態に形式化され教授される教育体系、④その専門職が対象とする人々の最善の利益を第一義とし自己利益は下位のものとされる理念／価値体系、⑤専門職参入を一定の基準の下に制限し専門職の水準を担保しようとする専門職団体組織、⑥専門職が所属する施設・機関（あるいは開業の形で実践する場合でも）に対する社会的統制、等が挙げられる。このような専門職の担い手を養成する場合にその教育体系において必ず『実習』が配置されている。」とある⁽¹⁾。

すなわち、“実習”とは、「専門職者を目指して学んでいる学生等（スーパーバイザー）が実践の現場に入って、実践の指導者（スーパーバイザー）の指導を受けつつ、実際の職場と利用者理解、職種と業務内容の理解、具体的実践方法について学ぶこと」と定義づけられる。そして、対人援助専門職にとっては、その業務に従事するにあたって必要となる上記の属性を習得するために“実習”という形態での実践の経験は必要不可欠であり、専門職として成長するきっかけとなることを考えると、その意義はきわめて大きいといえる。

4.2 社会福祉援助技術現場実習の目的

「社会福祉援助技術現場実習」は、講義や演習と並んで社会福祉士国家試験受験資格取得のための指定科目であり、「日本社会福祉教育学校連盟加盟審査基準（2005年）実習・実習指導部門」によると、「社会福祉現場での知見や実践を元に、そこからの経験・知識を統合し、社会福祉専門職（社会福祉士）としての実践的介入能力を向上させていくことを目的とする。」となっている。

そして、「社会福祉士及び介護福祉士法」では、次のように定義されている。

(旧) 第2条：この法律において「社会福祉士」とは、第二十八条の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関す

る相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと（第七条において「相談援助」という。）を業とする者をいう。

(新) 第2条：この法律において「社会福祉士」とは、第二十八条の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者（第四十七条において「福祉サービス関係者等」という。）との連絡及び調整その他の援助を行うこと（第七条及び第四十七条の二において「相談援助」という。）を業とする者をいう。（下線は筆者）

また、社団法人日本社会福祉士会の「社会福祉士の倫理綱領」前文では、「われわれ社会福祉士は、すべての人が人間としての尊厳を有し、価値ある存在であり、平等であることを深く認識する。われわれは平和を擁護し、人権と社会正義の原理に則り、サービス利用者本位の質の高い福祉サービスの開発と提供に努めることによって、社会福祉の推進とサービス利用者の自己実現を目指す専門職であることを明言する。…（略）…われわれの加盟する国際ソーシャルワーカー連盟が採択した、次の『ソーシャルワークの定義』（2000年7月）を実践に適用され得るものとして、認識し、その実践の拠り所とする。」としている。

ソーシャルワークの定義：

ソーシャルワーク専門職は、人間の福祉（ウェルビーイング）の増進を目指して、社会の変革を進め、人間関係における問題解決を図り、人々のエンパワーメントと解放を促していく。ソーシャルワークは人間の行動と社会福祉システムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する。人権と社会正義の原理は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤である。(IFSW; 2000.7.)

以上のことから、社会福祉士とは社会福祉の専門職であり、その主な業務内容は、社会福祉士＝ソーシャルワーカーと100%言いきれないまでも“ソーシャルワーク”である。そして、社会福祉援助技術現場実習の目的としては、ソーシャルワーカーという専門職の実践基盤となる価値・知識・技術を体系化した社会福祉援助技術（ソーシャルワーク）を学ぶことであるといえる。

4.3 社会福祉士関係通知における社会福祉援助技術現場実習の目標

現在、社会福祉士養成における「社会福祉援助技術現場実習」の時間数・実習期間は、180時間以上・4週間（23日間）以上と提示されている。併せて、この実習が学生等に

とって有意義なものとなるよう、実習前・中・後に「社会福祉援助技術現場実習指導」（90時間）が展開されている。

「社会福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容」（平成14年4月1日社援発第0401015号）において、二つの実習関連科目についても「目標と内容」が定められているが、その目標は次の通りである。

【社会福祉援助技術現場実習】

- ①現場体験を通して社会福祉専門職（社会福祉士）として仕事をするうえで必要な「専門知識」、「専門援助技術」及び「関連知識」の内容の理解を深める。
- ②「専門知識」、「専門援助技術」及び「関連知識」を実際に活用し、相談援助業務に必要な資質・能力・技術を習得する。
- ③職業倫理を身につけ、福祉専門職としての自覚にもとづいた行動ができるようになる。
- ④具体的な体験や援助活動を、専門的援助技術として概念化し理論化し体系だてていくことができる能力を涵養する。
- ⑤関連分野の専門職との連携のあり方及びその具体的内容を理解する。

【社会福祉援助技術現場実習指導】

- ①社会福祉援助技術現場実習の意義について理解させる。
- ②社会福祉援助技術現場実習を通じて、養成施設で学んだ知識、技術等を具体的かつ实际的に理解できるよう指導する。
- ③実践的な技術等を体得できるよう指導する。
- ④福祉に関する相談援助の専門職としての自覚を促し、専門職として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得できるように指導する。

4.4 実習形態と共栄大学における実習カリキュラム

4.4.1 社会福祉士国家試験受験資格の要件としての実習施設

社会福祉士国家試験受験資格の要件としての実習施設は、厚生労働省が指定した施設・事業の範囲内である。（資格に関する実習指定施設・事業については、昭和62年厚生省告示第203号及び平成18年厚生労働省告示第587号参照）。

これらの実習施設を機能により分類すると、大きく五つに分類することができる。1つ目は「入所型施設」、2つ目は「通所型施設」、3つ目は「行政機関・相談機関」、4つ目は「医療機関」、そして、5つ目は「その他」となる。

4.4.2 実習形態

前述したように「社会福祉援助技術現場実習」の時間数・実習期間は、180時間以上・4週間（23日間）以上であるが、この現場実習を社会福祉士養成カリキュラム上どのように位置づけるかは各校の考え方によって異なっているのが現状である。

そこで、実習形態を大きく分類すると、「1施設・4週間集中実習」と「2施設・2週間ずつの分散実習」の2種類に分けられる。「1施設・4週間集中実習」では、連続して同一施設・機関での実習を行うことになるため、実習先の機能や役割、各専門職の業務内容を把握した上で利用者や職員とも深くかかわることができる。「2施設・2週間ずつの分散実習」では、入所型施設＋行政・相談機関、入所型施設＋通所型施設など種別が異なる実習先を組み合わせるため、4週間集中実習と比較すると浅いかかわりにはなるが、それぞれの実習先の特徴や利用者にかかわる地域の社会資源の理解など幅広い理解を促進することができる。

4.4.3 共栄大学における実習カリキュラム

本学・福祉経営コース（2年次からのコース選択）では、経営学の基礎を踏まえたうえで、社会福祉全般、福祉医療施設経営、福祉ビジネス等の福祉関連科目を学び、行政や社会福祉施設、福祉関連企業などにおいて活動が期待される“社会福祉と経営の知識とセンス”を兼ね備えた人材養成を目指している。

そこで、まず年間の実習計画であるが、2年次から4年次前半までを実習指導の期間とし、実際の現場配属実習を、「2施設・2週間ずつの分散実習」の実習形態で、実習Ⅰを3年次・夏季休暇中、実習Ⅱを3年次・春季休暇中に実施している。

次に、具体的な実習先であるが、2年次からのコース選択による通常カリキュラムにおける学生の実習先としては、①特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）などの入所型施設、②高齢者デイサービスセンターや知的障害者通所授産施設（現行）などの通所型施設、または③社会福祉協議会、の内の2施設としている。2007年度編入生のように介護福祉士国家資格取得後、社会福祉士実習に臨む学生の実習先としては、入所型施設における介護実習経験があることから上記②、③のうちの2施設としている。

本来ならば、4.1.1で示した対象となるすべての施設・機関の中から、各学生の選択によって現場実習が実施されるべきであるが、本学においてこれらの施設・機関を実習先としている目的としては次のとおりである。例えば、高齢者福祉施設については、「本学契約施設においては、介護職＋相談員の実習を行うことを基本とした実習プログラムが組まれていること」、「介護保険法施行により介護報酬での施設運営や民間企業の参入・競争により利用者から選ばれるためのサービス提供のあり方が求められるようになったこと」、障害者福祉施設については、「障害者自立支援法施行により契約利用となったことか

ら、就労支援を含めた地域における利用者本位のサービス提供のあり方が求められるようになったこと」、「家族や地域における社会資源活用やチームアプローチのあり方などを学べること」、社会福祉協議会については、「『社会福祉法第4条 地域福祉の推進』により、組織の目的と住民参加による運営が明確にされたこと」、「組織として財源確保と経営努力が求められること」など、社会福祉サービスとして、今後ますます必要とされる福祉経営の視点を養うことにある。

5. アンケートおよびインタビューの結果

5.1 アンケート結果

アンケートに対する結果は、表1のとおりである。

2回目の実習（180時間終了）後のアンケートでは、利用者と解決すべき課題とその支援方法を理解した上で、専門職としての知識・技術・倫理をそれぞれ具体的に記入していた。また、1回目の実習終了後の事後学習としての実習指導における振り返りでは「実習施設の指導者の方から教えていただいた」という受け身的な理解の段階であった。それに対して、2回目の実習後では、例えば、指導者の方より「なぜ障がいを持つ方が働くのか？」という質問を繰り返し受けることから、“通所している個々の利用者の理解のためにコミュニケーションをとる”→“利用者が施設に通所する意味と地域生活のあり方を考える”→“利用者の家族と職員の関係の大切さを理解する”→“地域における社会資源を理解する”→“総合的な支援方法を考える”→“制度・法律・サービスについて熟知する必要性を理解する”というように、主体的に系統だてて社会福祉士についての理解を進めていけるように学生自身に変化がみられた。このような学生自身の学びは、前述した【社会福祉援助技術現場実習】の目標④にあてはまるものと考えられる。

5.2 インタビュー結果

介護実習の意義という視点に関しては、「実習の場の理解」、「コミュニケーション力」というカテゴリが抽出された。

介護実習との比較からの気づきに関しては、「自己理解と利用者理解における多角的な視点」、「社会福祉援助におけるマネジメント力」というカテゴリが抽出された。

①「介護実習は、社会福祉士実習においてどのように活かされたか。（役立ったか。）」

a. 実習の場の理解

「介護実習において、訪問介護実習という在宅サービスを経験したことが社会福祉士の視点の第一歩になったかもしれない。」

「最初の介護実習では、緊張してしまい周りのことまで見えなかった。しかし、何回かの実習を重ねた上での社会福祉士実習だったので、利用者に対する自分なりの理解の仕方がわかるようになってきた。」

「テキストや講義などから学ぶことが基本となり、実践を通して自分自身の力となるということがわかった。」

b. コミュニケーション力

「利用者に向き合う上での専門職としての視野が広がった。」

「利用者理解やニーズ把握するための技術を駆使することには苦勞を感じなかった。」

「もし、社会福祉士実習が相談業務だけ行うとしたら、利用者を理解することが出来るのか不安がある。」

「利用者がその方らしい生活を送るための支援方法を介護福祉士と社会福祉士という両方の視点から考えられるようになってきた感じがする。」

②「介護福祉士国家資格取得後に社会福祉士実習を行ったことで気づいた（学んだ）ことはどのような点か。」

a. 自己理解と利用者理解における多角的な視点

「利用者の方から信頼され、安心される援助者について改めて考えるようになった。」

「介護福祉士は利用者にもっと近い存在であるが、社会福祉士は利用者からは一歩引いて（距離をとって）接することで理解につながるということに気づいた。」

「バランスのとれた援助者になりたい。」

「“介護”ということを考えてだけでも、介護の知識や技術だけではなく生活全般の知識が必要となるように、援助者としては1つだけに偏らないようにしたい。」

「介護実習では施設内での利用者の方の生活を考えることで精一杯であった。ご家族が面会に来られても、“施設の中で生活する利用者の方と外から訪ねて来るご家族”というイメージであった。しかし、通所系サービスの実習では、職員の方がご家族と利用者の方の自宅での生活の様子と施設での様子などの情報交換をしていたので、“地域の中で生活している利用者”を意識することができた。」

「介護福祉士の仕事と比べると、社会福祉士はテキストだけでは具体的に分かりづらい。地域における社会資源を自分自身で確認するという実践があって自分の力になったような気がする。」

「社会福祉協議会で実習したが、その機関名が入った車に乗って地域へ出向くことで、住民へのさりげないPRをしていたのではないかと感じた。このようにコツコツと努力を重ねることを含めた住民へのPR戦略が必要なことを認識した。」

表 1. 現場実習から学んだ社会福祉士と介護福祉士の共通点・相違点

	社会福祉士	介護福祉士
共通点	<ul style="list-style-type: none"> ・生活課題を抱えた利用者とかかわり、相談や生活支援などの支援を行う。 ・「バイステックの7原則」を活かす、利用者を受容、共感する。 ・利用者主体でサービスを提供する。 ・他職種との連携を行う。 ・利用者とコミュニケーションをとる。 ・利用者の生活の継続とプライバシー保護に努める。 ・利用者の意思を尊重する。 ・医学的知識、制度的知識を活用した支援を行う。 ・利用者の自己実現を支える。 	
相違点	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉に関する制度・法律を熟知することが必要となる。 ・児童から高齢者、地域住民など支援の対象範囲が広い。 ・相談業務だけではなく、事務的な仕事も行う。 ・施設経営の知識が必要となる。 ・家族とかかわることが多くなるので、家族理解が必要となる。 ・利用者の生活全般にわたる援助を行う。 ・ソーシャルワークに関連する知識が必要となる。 ・社会の変化に伴うニーズを理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護現場での業務を行う。 ・身体的介護を中心に行う。 ・介護に必要な知識・技術が必要となる。 ・利用者の ADL 維持・向上を目指す。 ・障がい者（児）と高齢者が支援の対象となる。

b. 社会福祉援助におけるマネジメント力

「介護実習では利用者だけしか見えなかったが、社会福祉士実習を行うことで“多面的に利用者の方とかかわる”ということを理解できるようになってきた。」

「介護福祉士と社会福祉士という両方の視点を持つことで、お互いの役割や業務内容を理解した上での連携の仕方というものを考えられるようになってきた。」

「以前は介護のことしか考えられず、社会福祉と費用を具体的に結び付ける余裕がなかった。しかし、福祉施設が存在するということは“施設経営”というものを考えなくてはいけないということを実感することができるようになってきた。」

「施設で外出を希望する利用者の方がいても、本人の希望通りに自由に、とはいかないことに制約を感じた。しかし、そのような生活を変えていくには利用者職員との協働が必要だということが考えられるようになった。」

6. アンケートおよびインタビュー結果からの考察

6.1 アンケート結果

全員に対して実施したアンケートでは、専門性の共通点・相違点という比較から記入している。

全員が、共通点として、「生活の継続」・「利用者主体・尊重」・「他職種との連携」をあげ、相違点では、「介護技術と知識」・「相談援助の技術と知識」をあげていた。共通点の

特徴は、社会福祉専門職にとっての専門性のうち、土台となる「価値・倫理」の理解として捉えることができる。例えば、「生活の継続」についてであるが、介護実習において、食事・排泄・入浴介助といった利用者の方への直接的援助行為とともに、食事＝嚥下状態、食事の形態や食事・水分量を把握する、排泄＝尿量、便の状態・回数を把握する、入浴＝全身状態を把握する、それらの情報共有のための連絡・報告といった業務も行う。そして、その1つ1つの積み重ねが利用者の方の快適な生活と生命を守ることにつながるということを体得できたことからこのような価値・倫理を自己形成したものと考えられる。

6.2 インタビュー結果

①「介護実習は、社会福祉士実習においてどのように活かされたか。(役立ったか。)」

抽出された2つのカテゴリのうち、まず、「実習の場の理解」については、対人援助専門職として、実習を通して最初に理解すべき重要な点である。実習に行く前の学生は、期待とともにさまざまな不安を抱えている。例えば、あいさつができるか、利用者の方の名前を覚えられるのか、どのような会話をすれば良いのか(できるのか)、食事介助などの行為ができるのか、実習先の職員の方からはどのような指導があるのか、実習記録を書けるのか、などである。これらは、社会における一般的なマナーから直接実習内容に関係することまで広い範囲に及んでいる。そして、最初の実習では、このような不安を抱えながら実習にのぞむので緊張した状態が続くことになる。

しかし、実践の場の経験があるということで、「社会における一般的なマナーを守ることが利用者および職員の方々との信頼関係を築く第一歩になるということ」を学習していること、そして、「テキストや講義、演習という学内で学んだ技術がそのまま福祉現場で通用するわけではなく、実践の場において自分自身が実践することで力になる」という実習目的を理解していることはスムーズに実習に取り組めることにつながっていることがわかった。

次に、「コミュニケーション力」については、先にあげたように、学生は利用者の方と会話ができるのか、といったことをはじめとして漠然とした不安を抱えている。しかし、介護福祉士国家資格取得しているということは、「実践の構造」³⁾という一連の過程を通過してきており、「利用者理解のためには言語的コミュニケーションだけではなく、非言語的コミュニケーションが大切であること」、「利用者の方との信頼関係がなければ援助にはつながらないこと」、また、「このような実践と実習先の指導者からスーパービジョンを受けることで自己覚知することにつながることを」理解していることを示唆している。

介護福祉士と社会福祉士では、社会福祉専門職としての共通点と相違点があるわけであるが、「実践の構造」という一連の過程を経験しているということは、6.1のアンケート結果からも導かれたように、社会福祉専門職としての共通点である「価値・倫理」という

導入部分の理解にはじまり、社会福祉士実習生としての新たな実習課題、目的をみつけ、専門性を自己形成していく上での「強さ」となっていると考えられる。

②「介護福祉士国家資格取得後に社会福祉士実習を行ったことで気づいた（学んだ）ことはどのような点か。」

抽出された2つのカテゴリのうち、「自己理解と利用者理解における多角的な視点」とは、援助者としての視野の広がりという意味している。介護実習では、訪問介護実習で在宅生活をなさっている利用者の方への援助を学ぶことはあるものの、“施設の中で生活する利用者”への援助という見方が強かったようである。しかし、社会福祉士実習では、“地域に存在する施設で生活する利用者（あるいは通所する利用者）”というように、ご家族をはじめとする利用者の方を取り巻くさまざまな環境にも目を向けられるようになり、それが社会資源の必要性の理解にまでつながったと思われる。

「社会福祉援助におけるマネジメント力」については、“チームアプローチを遂行する調整者としての役割”と“福祉経営の実践者としての役割”への気づきということである。チームアプローチについては、他職種の役割や仕事を把握した上で連携を行うバランス感覚を養うことが出来たのではないだろうか。

また、福祉経営の実践者としての役割については、次の通りである。社会福祉基礎構造改革以降のパラダイム転換により、“福祉経営”の考え方が浸透してきたが、2007年のコムスン問題や文京区の特別養護老人ホームの不正請求などのように、福祉現場では“経営”に関しての誤った理解が多くみられる。これに関しては、専門職養成をしている教育現場での課題ともいえるものかもしれないが、社会福祉士一般養成校などでは、社会福祉援助技術論やさまざまな科目の中で施設経営の必要性を教授されることはあっても、「経営学」という科目が配置されているわけではないので、個々の教員のレベルによってまちまちとなる。

しかし、本学・福祉経営コースでは、経営学基礎に始まり経営人事・組織論、国際関係論、福祉ビジネス論などの科目を体系的に履修することで、社会福祉法における「福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない」という“サービスとしての社会福祉”の意味を学ぶことができる。

それによって、例えば、特別養護老人ホーム、すなわち、入所型の生活施設という組織において、職員全員がサービス利用者に満足できる生活を送って頂けるようにという目標をもって援助を行うこと、そして援助者としての職員が働きやすい職場、環境づくり、さらに、それらを実現するために必要な財源確保といったマネジメントの重要性に気づくこと

ができたのは本学・福祉経営コースの学生の特徴ともいえるのではないだろうかと考える。

7. 結論・提言

1987（昭和62）年に「介護福祉士及び社会福祉士法」が制定され、社会福祉分野における国家資格をもつ専門職の養成がスタートした。しかし、その後の日本経済の変化、少子高齢化のさらなる進展などにより、社会福祉・介護ニーズは増大、多様化・高度化してきた。さらに、社会福祉基礎構造改革により介護保険法、障害者支援費制度、障害者自立支援法がスタートし、社会福祉サービス利用のシステムも激変した。このような中で、介護福祉士、社会福祉士に求められる役割等の変化により、2007（平成19）年12月「介護福祉士及び社会福祉士法」が改正され、介護福祉士及び社会福祉士両国家資格の専門性の高度化・専門分化が進められようとしている。

新しい社会福祉士養成カリキュラムとシラバスの内容を見ると、従来と比べて相談援助の講義（＝「総合的かつ包括的な相談援助の理念と方法に関する知識と技術」）と演習（＝「相談援助演習」）の時間数増加、実習・演習担当教員の要件や実習指導者の資格要件の見直しとともに、「介護概論」は、「高齢者に対する支援と介護保険制度」の中に統合され、独立した科目（群）としては削除されてしまっている。社会福祉士＝ソーシャルワーカーと捉えるのであれば、相談援助の教育と実習などが充実されるのは当然であろう。しかし、筆者の現場経験から、そして、現在の本学の実習施設指導者の方が考える社会福祉士実習の内容からも、今まで以上に介護業務と相談業務を切り離してしまって良いのか疑問が残る。社会福祉の対象者及び利用者に対して、全人的理解と総合的生活支援を実践するためには、社会福祉と介護福祉を統合した専門性として“ソーシャルケア”（ソーシャルケアサービス従事者研究協議会・代表世話人である仲村優一・大橋謙策の提唱）が注目されているように、介護業務と相談業務は車の両輪となっているものであろう。

本稿においても、介護福祉士国家資格は社会福祉士実習において、“強さ・力”となることがわかった。そこで、福祉教育現場で学生を指導する側としては、ストレングスモデル⁴⁾の視点に立ち、高齢者や障害者施設での実習であれば、学生が自分の力を信じ、新しいことに挑戦しようとする意欲を持とうとする姿勢につながってくるケアワーク実践を今後も継続していくべきであると考えます。

さらに、社会福祉専門職として、先にあげたような社会福祉・介護ニーズの増大、多様化・高度化にこたえていくために、そして、福祉現場でやりがいをもって働くことができるようになるためには、一つの方法として介護福祉士＋社会福祉士というダブルライセンス取得が将来的には求められてくるのではないだろうか。そのためには、社会福祉専門職に必要なとされる価値・倫理に加えて、介護福祉士養成校との連携なども視野に入れ、介護に

関する知識・技術を今後どのように習得するかが問われるところであろう。また、契約利用となった福祉サービスにおいては、社会福祉士をはじめとする職員が施設経営に関する知識・技術をもつとともに、職場内でキャリアアップ体系を整備するという必要となるであろう。そこで、組織の理念を達成するための組織マネジメントを学ぶ科目としての「福祉サービスの組織と運営」では、講義だけではなく、福祉サービスにとどまらない営利／非営利組織・団体の事例検討という演習形式で実践力をつけていくことなどの工夫も求められるのではないだろうか。

最後に、本稿における限界をあげると、今回は学生からのアンケート7名分、インタビュー2名分という質的データからの結果に基づく検討のため、事例研究レベルのミクロ的な質的研究の粋を出ない点があげられる。今後も、現場実習に焦点をあて、データを増やすとともに、実習施設指導者に対する調査も行い、マクロ的な研究に位置づけられる分析方法を用いて結果の一般化を目指すべき研究を継続していく必要があると考えている。

注

- 1) 学生の持つ強さや力は様々な要素があり個別的なものである。筆者は、社会福祉を学ぶ学生への実習指導を通して、学生を指導する側がストレングスモデルの視点に立つことで、学生は自分を認め、自分の力を信じ、新しいことに挑戦しようとする意欲をもとうとする姿勢につながってくることを経験的に感じている。ストレングス志向の視点は Sallebey (1997) や Rapp (1998) が提唱したモデルであり、現在の社会福祉援助技術の重要な視点でもある。
- 2) 本稿における編入生とは、共栄学園短期大学にて、卒業時介護福祉士国家資格取得後、2007年4月共栄大学国際経営学部3年へ編入し、社会福祉士国家資格取得を目指している学生を指す。
- 3) 米本秀仁は、社会福祉実践における「1. 実践能力：理論知→2. 暗黙知：実践行動への介在項→3. 実践行動：具体的実践家像・個別的ワーカースタイル」という専門家の実践の構造過程を明らかにすることで、専門家・専門職の成長を見通すことができるとした。
- 4) すべての人々は多様な才能、能力、キャパシティ、スキル、資源、願望をもつ。ある時点でそれらの表現のされ方の多少にかかわらず、潜在力として心的、身体的、情緒的、社会的、精神的諸能力を必ず備えている。ストレングスとは、このように人が本来もつ豊かさや健康的な力を総じてさす言葉であり、利用者主体の援助が求められる社会福祉実践において、対等な援助関係の形成と利用者自身が自らの問題のエキスパートであるというソーシャルワークが本来もつ価値観を実現していくうえで重要な鍵となる概念である。

引用文献

- (1) 福山和女・米本秀仁，社会福祉士養成テキストブック第5巻『社会福祉援助技術現場実習指導・現場実習』，初版，京都，ミネルヴァ書房，2002，pp.2

参考文献

- 京極高宣，『新版 日本福祉士制度—日本ソーシャルワーク史序説—』，東京，中央法規，2001
- 宮田和明・加藤幸雄・野口定久・柿本誠・小椋喜一郎・丹羽典彦，『五訂 社会福祉実習』，

- 東京, 中央法規, 2007
- 関西福祉科学大学社会福祉実習教育モデル研究会, 『相談援助のための福祉実習ハンドブック』, 初版, 京都, ミネルヴァ書房, 2008
- 新版・社会福祉学習双書編集委員会, 新版・社会福祉学習双書 2005 第14巻『社会福祉施設運営(経営)論』, 改訂4版, 東京, 全国社会福祉協議会, 2005
- ソーシャルケアサービス従事者研究協議会 大橋謙策, 『日本のソーシャルワーク研究・教育・実践の60年』, 初版, 東京, 相川書房, 2007
- 岡田まり・柏女霊峰・深谷美枝・藤林慶子, 社会福祉基礎シリーズ第17巻『ソーシャルワーク実習』, 初版, 東京, 有斐閣, 2002
- 黒木保博・山辺朗子・倉石哲也, 福祉キーワードシリーズ『ソーシャルワーク』, 東京, 中央法規, 2004
- 平成19年度社会福祉トップセミナー報告, “新・福祉システム PART12 社会福祉を担う人材とは—その専門性、人材確保・育成策を考える—”, 『月刊福祉』, 第90巻第14号増刊号, 東京, 全国社会福祉協議会, 2007
- 河東田博, 福祉専門職養成、福祉教育、福祉教育の実際 “養成機関の側から福祉教育・実習を見る”, 『季刊 福祉労働』, 第112号, 東京, 現代書館, 2006, pp.21-27
- 坪内千明, “実習体験の「語り」をとおした学生の自己視点形成プロセスの研究”, 『社会福祉学』, Vol.45-3, 2005, pp.64-73